

豊橋市教育委員会定例会会議録

平成26年4月24日 開催

署名者

豊橋市教育委員会

村井 総一郎 委員長

木下 治 委員

芳賀 亜希子 委員

豊橋市教育委員会

平成26年4月24日(木)午後4時00分、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室において開催し委員参集す。

出席委員

村井 総一郎 委員長、木下 治 委員、芳賀 亜希子 委員、
朝倉 由美子 委員、加藤 正俊 委員

説明のため出席した職員

豊橋市教育委員会事務局

永田 憲司 教育部長

村田 安朗 教育部次長

加藤 喜康 教育政策課長

宮崎 正道 学校教育課長

松井 雄一郎 保健給食課長

森田 教義 生涯学習課長

蔵地 宏美 スポーツ課長

金子 尚央 図書館長

三世 善徳 美術博物館副館長

家田 健吾 科学教育センター所長

動植物公園部 松岡 敬二 自然史博物館

議 事 日 程

3月定例会及び3月臨時会会議録の承認

1 議案

議案第20号 委員の解嘱について

議案第21号 委員の委嘱について

議案第22号 豊橋市立小・中学校就学指導委員会規則の一部を改正する規則について

議案第23号 豊橋市指定史跡の指定について

議案第24号 豊橋市指定有形文化財の指定について

2 協議事項

(1) 市長と教育委員会委員との意見交換会について

3 報告事項

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について

(2) 「学校給食における危機管理マニュアル」について

(3) 今後の学校給食における食物アレルギー対応について

(4) 「本市の「芸術文化の振興」について（提言）」について

(5) 告訴状の提出について（非公開）

4 定例会の日程等について

(委員長)

それでは、ただ今から、豊橋市教育委員会4月定例会を開催します。

なお、教育長は先に入っていた用務が長引いており、遅れて出席する予定です。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第23条により、私から指名させていただきます。

今回は、木下委員と芳賀委員にお願いしたいと思いますが、ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、議事日程に沿って進めて参りたいと思います。

「3月定例会及び3月臨時会会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(委員長)

特にご意見、ご質問もありませんので、この内容により公開して参ります。

それでは、「日程第1 議案」に移りたいと思います。

議案第20号「委員の解嘱について」と議案第21号「委員の委嘱について」は、関連していると思われるので一括して事務局から説明してください。

■教育政策課長 議案第20号・21号について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第20号及び第21号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議ありませんので、議案第20号及び第21号は、原案のとおり決定をいたしました。

それでは、次の議案に移ります。議案第22号「豊橋市立小・中学校就学指導委員会規則の一部を改正する規則について」を事務局から説明してください。

■学校教育課長 議案第22号について説明（別添資料）

(委員長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

(委員長)

この改正の内容について、本市では関係ないので外しているものはありますか。
この改正内容は全て規則に入っているのですか。

(学校教育課長)

理念的なものしかここにはないので、入れています。

具体的なことについては、「就学指導の手引」という手引書で学校に対して指導をしてきましたが、「就学支援の手引」と改めて学校に指導をしていきます。

(委員長)

今回の議案は、名称の変更と第1条と第2条の理念部分を拡大するということですね。

(学校教育課長)

そうです。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第22号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議もありませんので、議案第22号は、原案のとおり決定をいたしました。

それでは、次の議案に移ります。議案第23号「豊橋市指定史跡の指定について」及

び議案第24号「豊橋市指定有形文化財の指定について」は関連していると思われますので一括して事務局から説明してください。

■美術博物館副館長 議案第23・24号について説明（別添資料）

（委員長）

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

（朝倉委員）

この指定をした後は、住民が見学などできるようになり、またそのことを広報していくのでしょうか。

（美術博物館副館長）

指定したことは、公表して広報していきますが、窯跡については、現在埋め戻してありますので見ることはできません。

そこで、案内看板を設置し、こういう形状であること等を記して広報は行っていきます。出土品については、今後文化財センターなどで展示をして公表したいと考えています。

（委員長）

5号ということですが、1から4号も近くにあるのでしょうか。

（美術博物館副館長）

はい、この周辺には、18基ほどあります。5号は、動植物公園の中にあるので保護をしやすい状況になっています。

（委員長）

5号だけが今回の指定に該当するという事ですね。

（美術博物館副館長）

はい、他の窯については開発に伴って無くなってしまったり、残っていても状況がこれ程までは良くなかったりしています。

（委員長）

一番きれいな形であるから5号だけを窯跡として約78平方メートルを指定し、その出土品147点も指定するという事ですね。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第23号及び24号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議もありませんので、議案第23号及び24号は、原案のとおり決定をいたしました。

(委員長)

それでは次に、「日程第2 協議事項」に移ります。

協議事項(1)「市長と教育委員会委員との意見交換会について」を事務局から説明をしてください。

■教育政策課長 協議事項について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(委員長)

少し私が描いていたイメージと違うかなと思います。堀内副市長や市長部局、事務局の職員が出席してこれだけの大勢でやるよりも、教育委員と市長だけの6人でやった方が、気楽に話ができると思います。

これが総合教育会議のメンバーになるわけではないですよ。

(教育部長)

違います。

(委員長)

市長と教育委員の会合なので、他の方は同席しなくてもよいと思います。

ちなみに、これだけの人数がいるとテーブルはいくつになるのですか。

(教育政策課長)

2つのテーブルになります。

(委員長)

では、もう1つのテーブルに座る方は何のために同席をするのですか。

(教育部長)

総合教育会議という話もありますが、こういう言い方がよいかどうかは分かりませんが、懇親を深めるだけではなくて、実際にはその場で教育に対するそれぞれの思いが発言としてあると思います。それを市長と教育委員だけが共有するのではなくて、事務方も共有したいという意図で今回入れさせていただきました。

ただこれが最終形だとは、思っています。今後の在り方をどうするのかという話があって、事務方はいらなくなれば、それで良いと思います。あくまで試行的にこのような形でどうでしょうかと、示させていただいています。

(委員長)

事務方としては、11名でやりたいと考えているという事ですね。

事務方は今後のことの情報を共有したいという事ですが、委員長としては、やるなら6人でやりたいと思っています。

みなさんの意見をお伺いしたいと思います。

(木下委員)

私は、6人と事務方として意見をまとめる役として例えば課長補佐が来ていただいて、その時の議論の様子をまとめていただければ十分かなと思います。

なるべく少ない方がいいと思います。

(教育政策課長)

メンバーを考えていくときに、予算のことも議論に出ると考えると、財政部長などにも出席してもらった方がいいのでは、という考えもありましたが、増えてしまうと考えました。これでも減らして考えております。

(木下委員)

このような場では、お互いに気兼ねなく話をしたいので、なるべく少ない方がいいと思います。

(委員長)

朝倉委員、いかがですか。

(朝倉委員)

何をどう話したかということが、密室的になるといけないので議事録的なものを取る方がいてもいいかなとは思いますが。

(委員長)

非公式の意見交換会ですから、記録はなくてもいいと思います。

私的な集まりの懇親会でいいと思います。

意見交換会というより、食事会とした方がいいと思います。

(木下委員)

だけど、予算のことやこれからの話もあるので、教育部長だけとか教育政策課長だけが出てもらうのは、いいかなと思います。

(教育部長)

どこに重点を置くかだと思います。

木下委員が言われるように市長との距離を詰めるのであれば、事務方は入らない方がいいと思います。

ただ問題は、何が話し合われるかが全く分からないということです。これからの在り方だとか、今後の政策が話し合われるならば、事務方が誰もいないことは結果的に教育委員会全体としてマイナスではないかなと思います。教育委員と市長との話し合いの中で、今後の在り方などが示されるのであれば、事務局も知っておくべきでしょうし、できればそれに従って事務を進めたいので、このような形でどうかという提案です。

(委員長)

だからと言って、こんなにもたくさんの方が出席する必要があるのかは、疑問です。芳賀委員はいかがでしょうか。

(芳賀委員)

内容の部分でざっくばらんに話せるという機会が必要ですが、繋いでいくためにはある程度事務方も入ってもらった方がいいかなと思います。

(教育部長)

我々は、基本的に割り込んで話に入るのではなくて、そこで話されていた内容を承知しておきたいというものです。市長と教育委員の距離を縮めていただいて今後の教育制度について共通認識を持っていただく場にして欲しいと思います。その中でひとつのヒ

ントが出るならば、事務方としても聞いておきたいと思います。

(委員長)

分かりましたが、それは8月や11月のときの話だと思います。

これは、市長と教育委員の距離を縮める場であり、話した内容には別にとらわれなくてもいいと思います。ここでの内容は、今後の教育行政に影響を及ぼすものではなく、意見をぶつけあうだけであると思います。そして調整や論議をしたり、意見を合わせたりしていくのは、次回以降の意見交換会でいいと思います。

このような会は、今までやったことがないので少人数で良いと思います。

(木下委員)

何を話していたかということを経務方として参考にしたいという気持ちがあるのなら、もっと少なくして部長と教育政策課長だけにしてもらえればと思います。

(芳賀委員)

2回目はどういう形になるのですか。

(委員長)

2回目は、テーマがあるのでこのような形ではないです。

(木下委員)

ひとつのテーブルで収まる人数がいいと思います。

隣のテーブルで、話に参加できないのに聞いているだけというのは、やめていただきたいです。

(委員長)

私や木下委員が言ったのは、もっとフランクなものです。

このようなスタイルでやると、少し硬い感じがします。

(木下委員)

市長との懇親会ですから、テーマもなくていいですし、何もいらないます。

(委員長)

では、部長と課長に入ってくださいでしょうか。

部長と課長補佐でもいいですね。

8人くらいでいいです。

(木下委員)

事務方で人選はしてください。
まだ5月にも定例会がありますから。

(委員長)

市長の意見もあり、市長は異なるイメージを持っているかもしれませんので、そこも考慮しながら決めていきましょう。

教育委員会の意見としては、市長と教育委員の6名、事務方2名とでやりたいという意見を出しますので、市長と調整をいただき5月定例会で決めたいと思います。

6月に実施するという事は決めておきます。

(委員長)

それでは、次に、「日程第3 報告事項」に移ります。

報告事項(1)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について」は、教育長が到着してから行いたいと思いますので、順番を入れ替えて進めたいと思います。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、報告事項(2)「学校給食における危機管理マニュアル」について」と報告事項(3)「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」を事務局から説明してください。

■保健給食課長 報告事項(2)・(3)について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(木下委員)

エピペンを所有しているのが28人いるとのことですが、学校へ毎日持ってくるのですか。

(保健給食課長)

子どもの状況によって異なりますが、ある学校に聞きましたら、複数本持っている子は、学校へ持ってきて校長の引き出しに置いてあるとのことでした。

(木下委員)

私は汐田小学校の学校医ですが、担任が預かり教室に置いておくように話をしました。校長室や保健室ではだめだと伝えましたので、汐田小学校では、教室におくことにしました。

ただ、自宅に持って帰りますよね。毎日、毎日渡すのも大変なので、2本持つのがいいですが、結構高いのでお金のこともありますし、使用期限もあります。そして、保管場所としては、校長室はよくないです。校長は、いつもいるわけではないですよね。

校長室は鍵がかかるのですか。

(学校教育課長)

鍵はかかりますが、日中は開いています。

(委員長)

私たちが学校を訪問して校長室に通された後に学校を見学するときは、鍵をかけるので荷物を置いていっていいですよと言われます。

(学校教育課長)

そういうときは、特別に鍵をかけています。

(委員長)

そういう特別な時に事故は起きますよね。

(学校教育課長)

そうですね。

(委員長)

私たちが行って、校長室の鍵をかけて1時間くらい回っている間に何かが起きたらどうするのですか。校長室に入れないですよね。

(学校教育課長)

鍵は必ず職員室に置いてあるので、それで開けることになります。

(木下委員)

どこに置くかは考えた方がいいです。

AEDと同じ扱いにするという方法もありますが、私は担任に管理してもらって教室に置いておくのがいいと思います。

(朝倉委員)

エピペンを持っている子どもが複数いる場合は、人によって中身が変わりますよね。個人のものなので、一緒になってしまうと良くないのではないですか。

(木下委員)

例え間違えたとしても中身は同じなので、問題はありません。

(朝倉委員)

中身は一緒で、大体体重が同じなので薬量も同じであるため、それは間違えて使っても問題はないという事ですね。

(委員長)

1年生用と6年生用も同じなのですか。

(朝倉委員)

体重により2種類に分かれています。

(木下委員)

保管場所は、学校の先生全員が知っている場所に決めておくことが望ましいと思います。興味本位で持って行く子どもがいるかも知れませんかね。

(朝倉委員)

担任がいないときにも動けるようにしておく必要がありますよね。

(学校教育課長)

担任がいつも教室にいるわけではないので、職員室や校長室を保管場所として考えてしまいます。

(委員長)

やっぱり、AEDとか消火器のように誰でも触れるようにするといたずらされたり、持って行かれたりしますかね。

(木下委員)

そうであっても保管場所と管理方法だけは、よく考えて欲しいです。

なお、エピペンを打ったらすぐに救急車です。打って元気になったとしても必ず救急

車を呼んでください。

(委員長)

他に何かありますか。

(芳賀委員)

この中に入っているから問題はないと思いますが、アレルギーがあるかどうか分かっていない子がいますよね。その子への対応をしっかりと行って欲しいです。

(保健給食課長)

本当に危機管理という事になりますが、既往症がある子は分かっているので良いですが、分かっていなくて急に発症することもあります。

(芳賀委員)

分かっていない子に対して、大したことがないと済ませてしまうことが怖いです。分かっている子ども以上に分かっていない子どもの方が怖いです。高学年になると生活経験があるので余りないですが、小さい子は知らずに急に発症することがあるので、現場の先生は、担任の先生がそこを理解して気になるなら養護教諭のところへ連れて行って相談をするなどして、気にとめるように徹底をしてもらいたいと思います。

(保健給食課長)

はい、分かりました。

(朝倉委員)

親が認識しておらず、学校の給食で発症するというケースが、ないとは言えないです。

(木下委員)

ありうることです。

(芳賀委員)

小学生にまでなると、少ないかもしれないですが、私がいる幼児教育の場では、頻繁にあります。1歳や2歳から預かっていると、急に発症をすることを見ているので心配です。小学校1年生にまでなれば、6年間あるのでよほど経験をしていると思いますが。

(委員長)

ほとんど食べさせていなければ分からないので、家庭の食の在り方にもよりますから

ね。

(木下委員)

基本的に発症するのは、給食の時間ですから、昼休みですよ。

もし発症したらまずは救急車を呼んでください。エピペンも使えますが、蕁麻疹だからと言って馬鹿にせずに救急車を呼んでください。

あらかじめ手はずを決めておき、一番身近な基幹病院へ行くようにしてください。学校から電話を入れたときには速やかな対応をお願いしますと言っておけば、受け入れの準備をして誰かが待っていてくれるはずですので、すぐに連絡をしてください。

(委員長)

危機管理マニュアルですが、学校版とありますが、学校版以外には何がありますか。

(保健給食課長)

前回配付したのは、学校版ではないですが、調理場であるとか学校以外の場所でのマニュアルになります。中身については同じです。

(委員長)

これについて、他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、報告事項(4)「本市の「芸術文化の振興」について(提言)」を事務局から説明してください。

■生涯学習課長・美術博物館副館長 報告事項(4)について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

施設面についてですが、美術と歴史を分離させて美術館と歴史館とに建て分けるとありますが、35年建った現在の建物を壊して新規に2棟を建てて欲しいという意見が出てきているという事ですか。

(美術博物館副館長)

具体的に今の建物を壊すとか壊さないという事までは、言っていません。機能を分けて、例えば今の建物を美術館とし、新しく建てる建物を歴史館とするか、その逆もあるかも知れませんが、そこまで深いことは言っていません。

とにかく機能を分けた方がいいとは、言っています。

(委員長)

なるほど。

ただ、予算的に難しいと思いますね。

この市民ギャラリー機能を独立させるとはどういう意味ですか。

(美術博物館副館長)

今、1階の展示室は、一般の方々の作品発表の場としてお貸ししていますが、年間の半分を占めています。そして、残りの期間で企画展示等を開催していますが、常に企画展や常設展を開催するためには、ある程度制約があります。1年間使える市民ギャラリーが他のところがあれば、美術博物館の展示がより充実するという趣旨の内容です。

(委員長)

市民ギャラリーの利用者も人数が増えると言う事ですね。

(美術博物館副館長)

そうです。

(委員長)

どちらにしろ、場所が必要になるという事ですね。

(美術博物館副館長)

そういうことです。

(委員長)

社会教育審議会では、市民の意見をアンケートか何かで集めたのでしょうか。美術博物館の利用者の声などを集めているのですか。審議会の委員の方々の声だけでこの提言が出てきているのですか。

実際の美術博物館の利用者の声は、どれくらい反映をされているのでしょうか。

(美術博物館副館長)

これについては、委員のみなさんの意見を参考にしたものですから、美術博物館の利用者としての意見は入っていないです。

(委員長)

市民の声からという観点でみると、どうなのだろうかという事ですね。

ただ、委員が市民の代表ではあると思いますが、説明は受けておきます。

(朝倉委員)

美術と芸術というのは、芸術は幾つかあるのですが、ここで言うと絵などの図工の分野になるわけですね。

(美術博物館副館長)

そうです。

美術博物館ですので、舞台芸術や音楽などは入っていません。

(朝倉委員)

このようになるといいなということは、どのくらいの期間を目途に考えているのですか。予算も関係してくるので簡単には進められないでしょうが、若手に来て欲しいということについては、若手が芸術にどの程度興味があるかということを考えていく必要があると思いますが、どうですか。委員の方々は親的な立場の方が多いと思います。

訪れたい美術館という事が、具体的に見えてこないですが。

(美術博物館副館長)

そうですね。

とにかく委員の方々は、今言われたように親の立場からという意見が多かったです。小さい子どもとにかく訪れてもらい、小さいときから感性を養う事が大切であるという意見はあります。そう言った観点のものは、今すぐにというわけではないですが、なるべく早く考えていきたいと思っています。

(朝倉委員)

やはり、若い子たちは、渋いものは興味を持たないですよ。好きな子たちもいますが、大勢的には渋いものを好きな子や熱中している子は少ないですね。

そうではない子たちを動かすのは、すごいエネルギーが必要ですね。

(美術博物館副館長)

そうですね。

何が好きかという事は、人によってかなり違いがありますので、年間いくつかの展覧会を行う中に、自分の好みにあったものは、なかなかないかも知れません。

(委員長)

これについて、他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、報告事項(1)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について」を事務局から説明してください。

■教育政策課長 報告事項（１）について説明（別添資料）

（委員長）

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

（委員長）

教育長の職は、任期満了までであるという事は、それまでは新教育長にならないという事ですか。それともなれないということなのか、なってもいいのですか。

（教育長）

なれないです。

（教育政策課長）

委員長もそれまで残ります。

（委員長）

そうすると旧制度で就任した教育長が任期を迎えるか、辞職をするまでは、新しい教育委員会の体制は作れないということになるわけですね。

（教育長）

そうです。

周辺市町村でもそうですが、全国津々浦々に教育委員会がありますが、４年間くらいの経過措置の中で、早い時期に新体制になるところと、従来の体制の中でぎりぎりまで継続するところがあります。

三河で言うと、豊川市や豊田市は、現在の教育長の任期が今年の９月３０日で終わります。そうすると、再任されようが新任されようが、現行制度で就任をしますので、任期４年間で終わるまで現行制度を継続し、新体制へ移行するのが一番遅くなります。

高浜市は、平成２７年３月３１日で現在の教育長の任期が切れますので、４月１日から新教育長になり新体制になります。全国で１番になります。

（委員長）

新体制への移行は、選択制ではなく、新体制でいくと決めることはできないということですね。

（教育政策課長）

そうです。

「できる」ではなくて、「する」となっています。

(教育長)

任期前に私が辞職をすれば、別ですよ。

(委員長)

そうすると、現行の教育長が在任している間は、総合教育会議を設置しなくてもよいということですか。総合教育会議を開催したら整合性が取れないですよ。

(教育長)

総合教育会議は、どこの自治体にもある青少年問題協議会のような法定協議会のような形で、また、定例会のような形でやっていかなければならないです。そのため、どのような体制で進めていくのかが、話題になっています。

法案には、首長が総合教育会議で協議して総合的な施策の大綱を定めるとありますが、現在の教育委員会の大綱は教育振興基本計画です。教育振興基本計画は、まちづくりの総合計画と連動して進めてきています。総合計画の策定から再来年で5年経ちますので、見直しを開始していますが、このようなときには、教育委員会と首長がもう一度協議の場である総合教育会議を設けて確認しあう必要があります。これは、透明性を持たせるために原則公開です。

だから、よほどのことがない限り総合教育会議を頻繁に開催するものではないというのが、文部科学省の見解です。

(委員長)

法案が国会を通れば、平成27年4月1日から施行されます。

現実として、特定の首長を指すわけではないですが、ある首長が、教育委員会は現行のまま置いておいたとしても総合教育会議は開始することができるということですか。

(教育政策課長)

今後、法改正が通れば、政令などが公布されてはつきりしてくると思いますが、できると思います。

(委員長)

総合教育会議が始まれば、現行の教育委員会での会議との整合性はどうなるのですか。総合教育会議で決まったことの方が優勢となるということですか。

(教育政策課長)

決めるのは、大綱だけではないです。

(委員長)

首長が任意に操れるというか、総合教育会議に出席するのは首長と教育委員だけですが、そこに首長が指名した人、自分の考えに近い人の出席を求めれば、意見が教育委員と首長と割れたときに恣意的なことをできるわけですよ。

(教育長)

でも、最終的な教育行政の執行機関は教育委員会に残っていますので、首長がそこで強く言っても教育委員会とどうしても合意をできないような案件は、言う事を聞かなくてもいいと思いますよ。執行機関は、あくまで教育委員会ですから。

(委員長)

執行機関は教育委員会ですが、決定・決議機関は総合教育会議ということにはならないのですか。だから、いじめの問題などでも総合教育会議が、権限を持つのではないのですか。

(教育長)

いじめの問題など、緊急の場合に講ずべき措置を要求されるような重大な事案が起きた時には、総合教育会議をやります。そういうときには教育委員会と首長だけでなく、危機管理監、警察機関、議会にも参加してもらってこの後の対応をどうしていこうかと協議をすることはあると思います。

そういうときは、当然、最終責任は首長になり、命のことや賠償責任などにつながる可能性も考えれば一緒に協議を行っていくのは、問題ないと思います。

委員長が心配しているような教育施策の部分に対して、例えば首長が選挙公約とした内容に学校統廃合を進めるとあったとして、それに対して、教育委員会は人口推計を含めて豊橋の風土を考えながら街づくりのこれまでの歴史を考え、学校配置を考えてあったとしても、合わなくなっていくわけです。

(委員長)

大綱の策定であるから、大綱の中に統廃合をしますということを盛り込めば、受けざるを得ないということではないのですか。

(教育部長)

そうですが、大綱を策定する際には、総合教育会議で行うので、少なくとも教育委員

会と協議をして決めることとなります。決定するのは確かに首長ですが、修正が入って決めていくこととなります。

(委員長)

私が、今確認したいのは、特定のことでなくて、法案の解釈についてであって豊橋市個別の事は別途で確認をさせていただきたいと思います。

この法案をどのように解釈するかというと、例えばある首長が、現場のことを良く知らないから教育委員会にまかせますとやっていたとします。しかし、権力者というものは、自分に権力があるとだんだん分かってくると、自分のところへ情報が集まって来て、その情報を基に自分の施策をやりたいと思うようになるのが、ヘッドの当然の考え方だと思います。総合教育会議を活用して自分の思う通りにして、教育委員会の役割を教科書採択と教職員の人事くらの範囲へ封じ込めることを総合教育会議ではできるということですね。

(教育長)

教科書採択の問題や教職員人事に関わることにしましては、縛りがかかっていますよね。そういったことには、首長は決めることはできないです。

(委員長)

豊橋市の市長は、そのようなことまでするというようなことは考えられないですが、他の市町村などで少し強引な首長が就任したら、できるわけなので、この新しい法案は、そういうことを含んでいる法案であると思います。

(教育政策課長)

そうですね。

新聞記事の関連したところで、大綱に学力テストの結果を学力向上に生かすと盛り込めば、首長が仕切りやすくなるという指摘があります。同じことですね。

(委員長)

総合教育会議では、首長派の人をある程度まとめて出席させることもできますよね。

(木下委員)

結局、平成27年4月1日からは、市町村それぞれの教育委員会によっていろいろと変わってきますよね。首長との関係などにより、豊川市は豊川市、豊橋市は豊橋市とそれぞれ変わってくるわけです。一般的な考え方の首長であればいいですが、おかしな人が就任すればおかしなことが起きてくるわけですね。

首長次第というのは、いかがなものかと思います。

(委員長)

法案の解釈によっては、そういったこともできるわけです。だから、総合教育会議を外さない限りは、結局ここが根幹で、教育委員会の全てを骨抜きにされる可能性を大いに含んでいるということです。

いくら教育委員会を執行機関として残すと言っても、この教育総合会議がある限りは、骨抜きになりますよね。なぜなら私が首長であれば、できますからね。

(教育長)

そういう危険性を持っています。

(教育政策課長)

当初の案から言えば、会議を設けると言う形まで変わってきたわけです。

(教育長)

教育長の任免権、つまり任命権と罷免権を首長が持つという事は、現在でも、教育委員の任命や罷免は、地方公共団体の長が議会の同意を得てするという風になっていますので実質的な変化は少ないです。

そして、教育長の任期が4年から3年になります。そのため、任期が、首長は4年、教育長は3年になるので、首長は任期中に教育長を変えることはできるようになりました。教育委員は従来どおり4年です。教育委員会を教育行政の執行機関として残しますが、責任を明確化させるために非常勤の教育委員長と常勤の事務局長である教育長を一本化することになるため権限が大きくなります。ここにも怖さがあります。

教育長と残りの教育委員との関係は、どうなるのかということです。教育長にかなりの執行の権限と責任が付与されます。そしてその背後に罷免権を持った首長がいるとなれば、教育長となる人がどこを向くかによって変わってきます。そうなるのとどのように教育行政の執行状況を監督してチェックしていくのかという問題もあります。

(委員長)

そうですね。

ところで、教育長が不在のとき、職務代理は誰がやるのですか。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正案第13条第2項に「教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とありますが、誰ができるのですか。管理だけならいいですが、教育長は常勤でなければいけませんし、企業を代表する者もなれないので、私の様に企業を代表している者や、

木下委員の様に医院の代表もなれないですよ。

これは、どのように解釈するのか教えてもらえませんか。

今までは、委員長職があって委員長職務代理者がいたので良かったですが、これからはどのようにやるのですか。

これから、教育長は非常に忙しくなりますよね。

(教育政策課長)

まだ疑問に思えるところがかなりあり、すっきりしないところがありますが、これからいろいろな省令などや手続きに関する事が出てきますので、それを待ちたいと思います。今日のところは、まず情報提供という事をお願いします。

(教育長)

先ほど委員長が指摘したことなどは、正確にはどのように扱うのかということは、問題ですね。

(委員長)

加藤教育長が、現在の任期の中で教育長である限り、委員長は交代していくという事ですね。今度、新教育長になったときは、新教育長が定例会の運営など議事進行も含めて行っていくことになるということでしょうね。

(教育政策課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正案の第14条には「教育委員会の会議は、教育長が招集する。」とありますので、そのようになると思います。

(委員長)

教育長の代理を誰にしてどのような扱いなのかという事や現在の定例会は、必要に応じて時間を延長してでも会議を行う事が出来ますが、首長がメンバーに入る総合教育会議では、時間的な制約をかなり受けると思います。

教育に関する会議を行うにあたっては、時間に縛られて行うに相応しくない案件もあるかと思うので、このことにも不安はあります。

この問題については、結論は出せませんので意見を言わせていただきました。

(教育政策課長)

総合教育会議には、少し前までは首長と教育委員だけではなく、有識者もメンバーに入っていましたが、現在の案からは有識者は削除されています。

(委員長)

有識者を呼ぶことができるに変わりましたが、呼ぶことができるのは、首長と読めます。だから、首長が自分にとって都合の良い有識者から、意見を聴くことができます。

(教育長)

政府でも二転三転、四転していますよね。

結局、大津市の事故があってから、首長が現行制度の中でもいろいろなところで口出しをしています。あのような一部の声に押されて、結局、首長に執行権を持って行こうというのが当初の政府案でした。

しかし、いろいろなところから教育委員や教育長へアンケートが来ますが、その結果は、7割から8割の人が現行制度で良いと回答をしています。現行制度に問題があると考えているのは、一部の者だけですが、メディアがその人たちの意見などを切り取って面白おかしく書いているのでこのようなことになっていると思います。

私も参加している全国中核市教育長会で、プロジェクトチームを作り、教育委員会制度改革について、3年間協議を重ねてきました。そして提言を文部科学省へ出しました。

そのときの内容は、現在の与党案に近いものです。

提言に盛り込んだのは、教育には政治的中立性、継続性・安定性をどうしても担保をしなければならないという事です。ただ、首長が予算執行権を持っているので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、予算編成時に首長は、教育委員会に意見を聞かなければならないと規定されています。

しかし、首長は、選挙の時でも教育のソフト的なことは、マニフェストに書けないと思います。例えば、少子化の時代になり児童数が減ってきているため、学区再編や学校統廃合の問題は、全国でも最重要課題になっていますので、首長としてマニフェストに書くのはありうることだと思います。

そして、首長がマニフェストに書いたことは、実現していく事になり、教育委員会との協議という事はどうしても必要です。

総合行政化の時代に入っており、教育委員会が、首長から独立しているとは言え、事業を展開していく上では、首長部局の福祉分野などと連携をしなければならない事業・解決できない問題はたくさんあります。だから、予算編成の時だけ地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されているからと言って、1回意見交換をするだけではなくて、首長の思いと意思疎通を図れる会議を恒常的に持たなければならないと提言に書きました。そして、それは理念としてではなく法律で義務付けないと、全国でもやる自治体とやらない自治体とが生じてしまうので義務付けるように盛り込みました。その提言は、私が中心になって書きました。そのときは、総合教育会議とは書きませんでした。文部科学省には、私たちが書いた提言の内容で理解をしてもらっていると思います。

しかし、総合教育会議という名前になり、首長主催で開催するとなると、取り方によ

っては、私たちが期待したねらいとは異なる結果になる危険性はあると思います。だから、その辺をしっかりとしておく必要があります。

(委員長)

私は、教育長が言われるような内容でいいと思います。

私たちは、決して教育村で村会議をやっているのではなく、首長の意見も聞くし、私たちが意見を言い、コンセンサスを取りながら進めますが、首長主催の総合教育会議が、教育委員会の上に設置される組織体系は、いかがなものかなと思います。

(教育長)

だから、新聞や教育現場でもまだまだ危惧する声がたくさん出ています。

(委員長)

この問題に関しては、市町の教育委員会は声をあげていく必要があると思います。そうでないとこのまま決まってしまうと思います。

(教育長)

会期末が6月22日くらいです。

日本維新の会と民主党からは、教育委員会を廃止するとした法案が出されていますが、数の論理から言っても、現行の与党案でとおりますよね。

だから、文部科学省もかなり詳しいところまで資料を出しています。

(委員長)

総合教育会議の運営についても、かなりの批判が出ています。

首長は、自分の腹心を教育長として送り込めば簡単な話ですよ。

(教育長)

もう一つ重要なのは、議会です。チェック機関は、議会です。

議員も公選されているので、市長が民意を反映させると言っていますが、議会も民意を反映してもらわなければ困ります。それが、首長提案に対して議論を深めずに承認をしていたら、形骸化された議会であり、議会としては全く意味がないです。

だから、今後はますますもう一方の側である議会の機能が問われるようになります。

また、執行機関として教育委員会が残ったとは言え、新教育長と教育委員との役割分担、どういう関係で機能をさせるかということが、教育委員会の中の問題となります。

(委員長)

教育委員に会長を設置すればいいですが、そうすると現行と変わらなくなりますね。他にご意見は、何かありますか。

(教育政策課長)

これに関する情報は、随時出させていただきます。

(教育長)

全国都市教育長会の総会が、5月の終わりにあり、そこでは文部科学省から行政説明があります。総合教育会議のを中心にしなが、教育長と教育委員の関係についても、もう一度質問をして文部科学省の考えを引き出したいと思います。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、報告事項(5)に移りますが、これにつきましては今後の争訟に繋がる案件でありますので、「非公開」として審議したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長)

異議なしと認め、「非公開」として行うことに決定しました。

【非公開部分】

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、次に、「日程第3 定例会の日程等について」ですが、事務局から説明してください。

■教育政策課長 定例会の日程等について説明

(委員長)

他に何かありませんか。ないようでしたら、以上をもちまして、本日の予定を終了いたします。ありがとうございました。

午後 6 時 0 0 分 閉会

豊橋市教育委員会委員長

委 員

委 員